



一回解説

神谷 研税理士事務所
電話 0566-77-2099

今回のテーマ 「生前贈与」活用のポイント

相続税の課税強化によって、「生前贈与」に注目が集まっています。主なポイントを整理しました。

相続税の課税強化によって、「生前贈与」に注目が集まっています。主なポイントを整理しました。

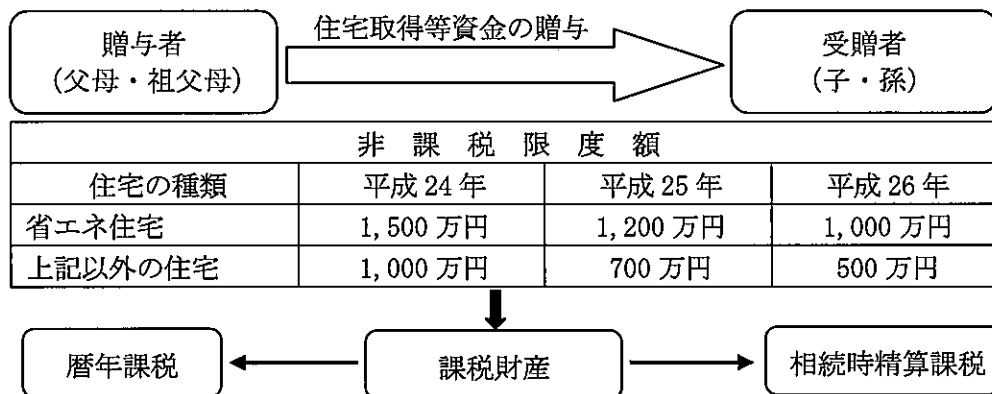
1. 「暦年贈与」と「相続時精算課税」

贈与税の課税方法には「暦年贈与」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

	暦年贈与	相続時精算課税制度
贈与税の計算	(贈与額-110万円) × 累進税率	(贈与額-2,500万円) × 20% (一定)
適用対象者	誰でも	65歳以上の親から20歳以上の子どもへの贈与 ※平成25年度改正で上記要件が緩和されました。
相続時の計算	相続時とは切り離して計算されます。 (ただし、相続開始前3年以内贈与は課税価格に加算されます)	相続税の計算の際に、贈与税は精算されます。
制度の移行	暦年課税から相続時精算課税制度への移行は可能	相続時精算課税制度を選択した後で、従来の暦年課税への移行は不可能

2. 住宅取得等資金の贈与

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に直系尊属（父母や祖父母）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは以下の金額が非課税となります。

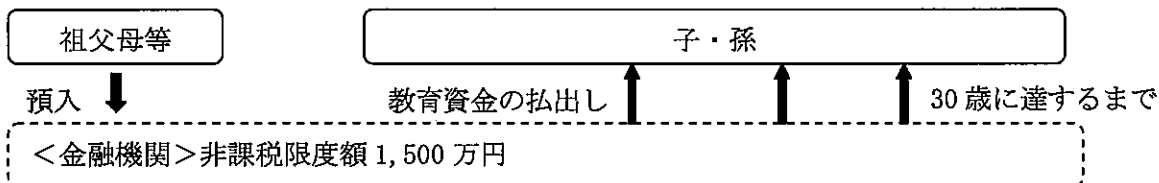


※相続時精算課税制度選択の特例

平成26年12月31日までの間に、親から住宅取得等資金の贈与を受けた20歳以上の子が一定の条件を満たすときは、贈与者である親の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

3. 教育資金の贈与

祖父母等（贈与者）が、金融機関等に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円が非課税となります。



6. 贈与の事実を立証するための留意点

贈与する側：契約書や記帳で記録を残し、受贈者が財産を使用できる状態にすることが大切です。

贈与を受ける側：贈与税の申告書を提出すること（110万円超の贈与のほか、非課税特例適用の場合）

201306